

# ブータン王国と伝統的価値観

## —国家と宗教のあり方に焦点を当てて—

中 東 聡 子

### はじめに

ブータン王国（以下、「ブータン」）は南アジア地域に位置し、北部は中国、南部はインドという大国に挟まれた場所に存在する内陸国である。とりわけ北部に隣接するチベットの影響を大いに受けてきており、チベット仏教のカギユ派の高僧によって建国されたブータンでは、それ以来、チベット仏教を伝統的宗教および国家の価値観として位置づけてきた<sup>1)</sup>。それゆえ、ブータンの国家運営や政策面において、仏教的価値観が切り離されて考えられることはなかったといえる。そのため、ブータンの法および法律（1953年に国会設立）の根幹には、仏教哲理が据えられてきていることが確認されている。

第3代国王によって始められた近代化・民主化への移行を目指した数々の取り組み、さらに、それを受け継いだ第4代国王によるブータン初となる憲法制定への試みによって、ブータンでは、世襲君主制から民主的立憲君主制という新たな政治体制への移行を成し遂げることとなった。新たな舵を切るブータンの展望を表した憲法は、歴史的に深く結びつく仏教と君主制を活かしつつも、近代的・民主的な国家の創造を志向した内容となっており、伝統的価値観と近代的価値観を独自の視点から融合させているという特徴をもつ。

本稿では、ブータンと伝統的価値観である仏教との結びつきを捉えるために、第1に、仏教がブータンに根づいた背景、第2に、ブータンの法および法律と仏教哲理の結びつきについて触れ、第3に、ブータン王国憲法における宗教関連規定を概観する。第4に、近代化・民主化への移行の影響によって、いかなる背景や経緯に基づいて、政教分離主義を採用することになったのか、また、国教規定を定めなかった理由について、国王や首相の説明内容、その他の文献を基に検討する。第5に、ブータンと宗教のあり方の特徴を捉えるために、まずブータンと歴史的につながりのあるイギリスや南アジア諸国、さらに、仏教王国であるタイやカンボジアの憲法における政教関係のあり方との比較考察を行う。次に、ブータン王国憲法における国家と宗教のあり方に対する評価や見解を取り上げ、さらに、法律、とりわけ婚姻法からブータンの宗教に対する考え方を捉える。最後に、ブータンにおける実質的な仏教の意味合いを考察するべく、ブータン王国憲法第3条第3節と第3条第1節の規定内容の分析および検討を試みる。

## I. 近代市民社会における国家と宗教

宗教を信奉している人にとって、宗教とは、人生をかけて探求している信仰や信条、心の中に秘めて

いるもの、さらに、思想や行動の基盤となる指針を与えてくれるものである(橋爪 2006)。つまり、個人個人の精神的な部分に大きな影響を与えるものが宗教だといえる。このことから、近代市民社会における宗教は、個人の内的な信条や価値観であると考えられている(松村 1997, 池澤 2018)。そのため、多くの国で、そのような個人個人の精神的な自由を守るために、信教の自由保障規定が憲法で定められている。他の言い方をすると、「国家は個人の宗教信仰に介入することはできず、全ての宗教を平等に扱わなければならない」という近代社会における宗教概念に基づいて(池澤 2018, 2)、個人個人の信教の自由を保障するために、国家と宗教との結びつきを禁じるという概念である政教分離原則が存在する。つまり、政教分離制度は、一般的には信教の自由の保障的手段である。しかしながら、信教の自由に関する条文内容を有する国際人権文書である世界人権宣言(1948年)、国際人権規約の自由権規約(1966年)、宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する国際宣言(「宗教的不寛容撤廃宣言」、1981年)においても、特定の政教関係のあり方を指し示す内容は看取されない<sup>2)</sup>。

憲法学において、国家と宗教のあり方は大きく4つに分類されている。第1は、特定の宗教が国教であり、政治権力とも結合しているのに加えて、他宗教が不寛容な状況下におかれている形、第2は、国教承認型といわれる、国教は承認されているが、個人個人の信教の自由も保障されている形、第3は、政教同格型と呼ばれる、国家と宗教集団は各々独立しているものの、競合する部分は政教条約を締結する形、第4は、厳格分離型として知られる、国家と宗教集団を分離独立させ、癒着を防止する形である(芦部 2000)<sup>3)</sup>。この第2から第4の類型は、西欧型民主政国家において採用されている(芦部 2000)。言い換えると、この憲法学における政教関係のあり方に関する諸理論は、西欧キリスト教諸国の政教関係に基づいた諸理論であることから(松村 1997, 池澤 2018)、西欧諸国やキリスト教とは異なる宗教との結びつきが深い国のケースにおいては、この憲法学が示す類型に適合させることが難しい場合もあるということが想定される。

実際の国家と宗教の結びつきの度合いについて、政治学者であるFox(2008, 79)の研究によると、宗教への介入を行っていない国の割合は約30%程度であり、大方の国で国家による宗教への介入がなされているという結果が示されている。もちろん、介入の仕方は各国一様ではない。その国の民族的、言語的、宗教的、文化的、政治的背景によって構築されてきた独自の伝統的価値観が存在し、そのような国の特質や現状と近代国家概念や近代人権思想との調和をもって、諸国独自の国家と宗教、宗派、そして、宗教団体の結びつきの度合いが決定されているのである。それゆえ、さまざまな視点からの検討を試みることによって、その国の政教関係の特徴を読み解いていく必要があるといえる。

## II. ブータン王国における仏教との結びつき

ブータンはチベットのドゥク派の高僧であるシャプドゥン・ガワン・ナムゲル(Zhabs drung Ngag dbang rnam rgyal, 1594-1651)(以下、「シャプドゥン」)によって、国土統一が成し遂げられた国である<sup>4)</sup>。シャプドゥンは仏教を基にブータン初の法を作成し(Parmanand 1981)、それに基づいて、政教一致体制を確立した。この政治体制は、聖俗両権の最高権威者であるシャプドゥンを筆頭に、世俗面での長としてデシ(Desi, 摂政)、宗教面での長としてジェ・ケンポ(Je Khenpo, 大僧正)が君臨する権力構造となっていた。この権力構造は、中央チベットのダライ・ラマのガーデン・ポドラン・システム

(the Ganden Podrang system; dga'dan pho brang) に基づいているといわれている (Whitecross 2014)。具体的には、チベットでは、チュ・スイ・スムデと呼ばれる「僧界と俗界が二元的な構造を持ちながらも、僧侶を上に乗せて両者を一体化するべきである」という思想があり (月原 2000, 89)、ブータンはその影響を受けたものと考えられる。

ただし、チベットと異なる点として、シャプドゥンは宗教界と世俗界を分離しなかったということが挙げられる。初代のデシとジェ・ケンポは、シャプドゥンとともにブータンにやってきたドゥク派の僧侶であったといわれており、世俗面においても、ドゥク派の僧侶が国家運営に携わってきている。その後、僧侶によって果たされていたデシの地位は、俗人も任命されることがあったという (Parmanand 1981; ローズ 2001)。しかしながら、ブータンの国家としての本質は、宗教界と世俗界の間の明らかな区別がなされていなかった (Whitecross 2013)。

この政教一致体制は、1907年に世襲君主制への移行に伴って、世俗面を担当する存在として国王が位置づけられたため、政教二立制へと変化した (今枝 2013)。ただし、2008年に新たな政治体制である民主的立憲君主制への移行を果たすまで、ドゥク派の影響はブータン社会に深く根差してきている。そのような背景に伴って、ブータンの法および法律にも仏教の影響が確認されている<sup>5)</sup>。

### Ⅲ. ブータン王国の法および法律の変遷と仏教観

#### 1. 国会制定前の法典

ブータンに一番初めに、法原理をもたらした人物は、ブータンにニンマ派を伝承したパドマサンバヴァ (Padmasambhava) であり、「政治的、精神的、社会的、文化的、知的および法的遺産をブータンに与えた」といわれている (Tobgye 2016, 10)。ただし、実際に法的文書を作成した人物はシャプドゥンからであり、「1619年から1729年のいくつかの重要な法的文書はブータンの不文憲法を構成した」とされている (Givel and Figueroa 2014, 3)。この国会制定前の重要な法的文書としては、以下の法的文書を挙げるができる。

まず、ガ・チュドゥマ (Nga Chudruma, 1619) では、シャプドゥンは観世音菩薩の化身であり、ドゥク派や大乘仏教の国、ブータンの唯一の支配者であるとの宣言がなされている (Givel and Figueroa 2014, 4, 13)。次のチャイク・チェンモ (Tsa Yig Chenmo, 1629) は、僧院に対する道徳的な要件を含む仏教の行動規範を定めた主要な宗教法典であり (Givel and Figueroa 2014)、熊谷 (2017, 27-28) によると、この法は「僧院大法典」と記されていることからわかるように、僧院に対する主要な法典であったことがわかる。そのなかでは、ブッダの教えを発展させた10の善業 (Lhachoe Gyewa Chu) および16の道徳的な行い (Michoe Tsangma Chudru) についての記載が明記されていたといわれている<sup>6)</sup> (BBS Correspondents 2016)。

シャプドゥン逝去後の1652年には、国法としてシャプドゥン律が作成され、世俗的および精神的な法の指針が示された。同法典においても、チャイク・チェンモと同様に、10の善業および16の道徳的な行いの規定内容が確認される (ドルジ 2013)。そして、同法典は「個々の市民と、より大きなコミュニティーの両者にとっての、物質的・精神的な権利、利益、義務を考慮に入れてい」ということであり (ド

ルジ 2013, 100)、国法として機能したといえる。

1729年には、初期のチベット法典に基づいて、カティム (Kathrim) が第9代デシ (Mipham Wangpo, 1729-36) の命によって編纂された (Whitecross 2004; 2016; 2017)。同法典は、釈迦 (Buddha Shakyamuni)<sup>7)</sup> によって制定されたと明記されているように (Whitecross 2016)、神権政治の下で支配し続けるための正統性や合法性の基礎を表明しており、大乘仏教の実践を通して、集団的幸福を促進することを公式の国家政策として取り入れている (Givel 2015)。また、同法典でも、チャイク・チェンモやシャブドゥン律と同様に、10の道徳的な行いおよび16の善業が定められている (BBS Correspondents 2016)。さらに、Whitecross (2017, 97) によると、この法典では、カギユ派の僧院および僧侶と在家信徒および国民の関係に関する明確な見解が示されており、ドゥク派の僧侶は宗教教義を国民に教示することや、国や国民の平和や繁栄のための宗教儀礼を行い、在家信徒や国民は物質的・財政的支援を提供することが明記されていると説明されている。他方で、同法典では国家運営のための世俗的な内容も含まれており、第1部で、立法権限、政教二立制 (Chhoysi Nyidhen system, the dual system) の確立のための基礎や、国法に関する言及、第2部では、支配者および大臣の義務が明記されている (Whitecross 2016)<sup>8)</sup>。

## 2. 国会制定後の法律

その後、1953年には、ブータン初の国会が設立され、その国会の審議の下、法制定がなされた。その法典はトゥリムザン・チェンモ (Thrimzhung Chhenmo, 1959) という名称であり、ブータン初の現代法規定を含むことから、最高法 (the Supreme Law) として認識されている (Whitecross, 2014)。このトゥリムザン・チェンモの特徴は、前文において、「仏教の教えに関する宗教の言及や法 (ダルマ, dharma) の保護者に対する祈願」 (Whitecross 2004, 370)、また、前文および付則において、「第3代国王である菩薩からの贈り物として最高法規を示すという精巧に記載された節」が示されており (Whitecross 2016, 87)、仏教との結びつきを深く感じさせる要素を含んだ法典となっている。他方で、同法典では、これまでの法とは異なり、インド法を基に作成されたことによって (Whitecross 2016)、仏教要素のみならず、世俗的な要素も多くみられ、あらゆる民事や刑事に関する規定がなされており、土地、婚姻、相続、度量衡、窃盗、殺人に関する節を含んでいる (Royal Court of Justice of Bhutan, Supreme Court)<sup>9)</sup>。このように、同法典では法規範の支配に基づく国家形成が重視され、法の下での平等概念が取り入れられたことにより、新たな法律制定のための形式的構造を確立する必要性から最高裁判所として高等裁判所の設立 (1968) がなされており、国民国家としてのブータンの発展につながっている (Whitecross 2004)。また、同法典を基に、土地法 (Land Act 1979)、相続法 (Inheritance Act 1980)、婚姻法 (Marriage Act 1980) 等が施行されていくこととなった。

## IV. ブータン王国憲法と宗教関連規定

ブータンにおいて、初めて憲法が公布されたのは2008年7月のことである<sup>10)</sup>。この現行憲法を制定するにあたって、国内からの要求や国外からの強制といった影響はまったく生じておらず (Iyer 2019)、



国王によって憲法導入が考え出されている（Windischgraetz 2023）<sup>11)</sup>。これは、世界的にみて、非常に稀有な事例として捉えられている。このように、下からではなく、上からの導入によって制定されることとなったブータン王国憲法はいかなる特徴を有しているのかを以下で概観する。

## 1. ブータン王国憲法の特徴

2008年ブータン王国憲法は、前文、全35条（各条に節が設けられている）および4つの付則から構成されている。同憲法の特徴として挙げられるのは、第1に、ブータンは植民地化されていないことから、植民地の法の影響を受けていないという点である（Windischgraetz 2023）。そのため、憲法起草の際には、ブータンの法や法律の歴史、さらに、伝統や慣習等が憲法の根源として取り入れられており（Tobgye 2015）、受け継がれているといえる<sup>12)</sup>。第2に、同憲法は2008年に公布されてから、一度も改正がなされていないという特徴をもつ。第3に、近代化・民主化の移行に伴い、君主制から新政治体制である「民主的立憲君主制」（第2条第2節）へと移行がなされた<sup>13)</sup>。他の言い方をすると、同憲法では、ブータン社会にとって重要な役割を果たしてきた王制を残しながらも、近代化・民主化という新たな方向へと舵を切っていくことが示されているという点である。第4に、同憲法は仏教的価値観が根底に据えられているという点である（Tobgye 2015）。たとえば、前文において、多くの国で謳われている個人の平等、権利および自由に関する言及はないが、人々の平静、幸せ（happiness）および幸福（well-being）といった大乘仏教思想に基づく集合的価値観が示されている点が挙げられる（Windischgraetz 2023）。また、それだけでなく、同憲法では、仏教的価値観に基づいたブータン独自の開発指針である国民総幸福（GNH）という国是が掲げられているという特徴をもつ（第9条第2節）。これら以外にも、同憲法では、多くの仏教的価値観に基づいた条文を包含しており、仏教色を感じさせる要素が散りばめられた憲法となっている。

## 2. 国家と宗教のあり方

同憲法では、ブータンの人々にとってそれまで親しみのなかった概念である、政教分離主義が採用されている（第3条第3節）<sup>14)</sup>。これは、詳細は後述するが、近代化・民主化への移行の影響を受けている。政教分離の採用の影響として、第1に、民主主義の機能が歪んでしまうのを防ぐために、選挙の際、被選挙権者や政党は宗教に関して訴え、投票者を扇動することが禁じられている（第15条第3項）<sup>15)</sup>。この関連規定が、選挙法（2008）の第293条bおよびc項にて定められている<sup>16)</sup>。第2に、政府の一部として重要な政治的権限を有していた中央僧院（Zhung Dratshang）が行政府や立法府から移動させられた（Whitecross 2023, Windischgraetz 2023）。さらに、それまで僧院代表者に割り当てられていた国民議会の議員議席が排斥されているのに加えて、他の統治機構においても、僧院組織の関与を承認する規定内容は看取されない（諸橋 2006）。第3に、政教分離の影響は、僧侶等の宗教者にまで及んでおり、選挙権および被選挙権剥奪規定が選挙法にて定められている。

政教分離原則とコインの裏表の関係にある信教の自由保障規定に関しては、第7条第4節にて規定がなされており、「分離は自由を保障し、自由は分離を要求する」という概念が取り入れられているといえ

る(芦部 1999, 23-24)。また、同規定では、強制または扇動による改宗行為を禁じる内容も確認される。

他方で、同憲法では、仏教を国教として定める規定は看取されないものの、仏教を「精神的遺産」として位置づけており、「平和、非暴力、共感および寛容の原理、ならびに価値を促進する」価値観であると謳われている(第3条第1節)。また、大乘仏教の倫理的・道徳的価値観に基づいた条文を多く含んでおり、それは、政治面や経済面、さらに、環境倫理にまでも及んでいる(前文、第3条第1節および第3節、第5条第3節、第9条第2節および第20節)。たとえば、前文では、仏教用語である「三宝」という表現や、「われらの守護神のご守護」といった文言が確認される。このほか、「ドゥク派」(第3条第4節)や「カギユ派」・「ニンマ派」(付則)といった特定宗派の記載がなされている点、さらに、ドゥク派の僧院である中央僧院や地方僧院に対する公金支出規定の内容が確認される点は注目に値する(第3条第7節)。また、議会の開会と閉会を示すために、儀式が行われるということであるが(第10条第6節)、Whitecross (2013; 2023)によると、これはシャブドゥンによって導入された儀式であるということ、ブータンの歴史との結びつきが感じられる規定の1つであるといえよう。

### 3. 国王と宗教のあり方

まず、国王は仏教徒であり(第2条第2節)、神聖不可侵であると定められている(第2条第15節)。国王はドゥク派の信奉者であり、国家が遵守してきた宗派と同様である。そして、その国王には、中央僧院の長であるジェ・ケンポ(Je Khenpo, 大僧正)を任命する権限が付与されている(第3条第4節)。対して、ジェ・ケンポは、国王に対する重要な助言者であり続けており(Givel 2015, 106)、国王と中央僧院との結びつきは非常に深いといえる。そのような国王に対して、同憲法では一定程度の政治への関与が容認されている。そのなかでも、法案への拒否権を有している点は注目に値する(憲法第2条第16節(d)、第13条第1節、第10節および第11節)。諸橋(2006, 44)によると、「この拒否権は限定されたものとなっており、両院合同会議での再度の審議と表決を経て国王に提出された法案については、国王は承認を与えることしかできない」と説明されている。これは、つまり、最終的には議会優位であるといえるが、国王の仏教に基づく考えや価値観がまったく影響を与えないとはいえないように思われる。これと関連して、ブータンのロースクール(Jigme Singye Wangchuck School of Law)の大学生のカリキュラムのなかには、法学の内容に加えて、仏教価値に基づいた責任のある指導者になる準備をするとの明記も確認されることから<sup>17)</sup>、ブータンの司法に関わる者は、仏教価値を習得し、それに則った判断を下すことを求められていることが推察される。

### 4. 宗教関連規定とその背景

ブータンの歴史を振り返ると、政界から仏教界が切り離されるということはなかった。それにもかかわらず、2008年のブータン王国憲法から、新たな国家と宗教の関係性が打ち出されることとなったのである。そこにはどのような背景があるのか。憲法起草の最中に実施された公聴会での国王や首相の説明内容、また、元ブータン最高裁判所の長官であり、憲法起草委員会の議長を務めたロンポ・ソナム・トブゲ(Lyonpo Sonam Tobgye)による説明やその他の文献を基に考察する。

### （１）政教分離主義の採用の経緯

ブータンが憲法制定にあたり、政教分離主義を採用し、世俗主義を選択した経緯に関して、2005年4月22日の公聴会（public consultation）のなかで、第4代国王および首相は次のように説明している。「政治に関しては、宗教と政治を分離することが不可欠である。ほとんどの国において、宗教と政治の間の摩擦や対立は多くの問題の重大な原因である。それゆえ、将来の複雑化を防ぐために、政治は宗教情勢を分離させなければならない。発展に貢献する政治制度や人々の福祉を作り上げることは非常に重要である。」（Tobgye 2014, 8）

この説明内容を斟酌すると、これまで宗教界の影響が政界にもみられたブータンでは、近代化・民主化への移行や推進に伴って予測される仏教界と政界の摩擦や対立といった複雑化を防御することを志向したということがわかる。また、Windischgraetz (2023, 61) によると、「ブータンは、市民による高い尊敬を保持される多くの宗教機関や宗教者がおり、憲法起草者は、宗教者や宗教機関が政治的活動に関与した場合、民主主義制度の機能が歪められることを懸念した」ということで、民主主義の機能を守るために、宗教関係者の政治への関与を承認しないこととしたことが示されている。

### （２）仏教の位置づけの経緯

先ほども述べたように、仏教はブータンにとって切り離しては考えられない存在として機能してきた。換言すると、仏教はブータンの国教的な位置づけを付与されてきたといえる。しかしながら、ブータン王国憲法では、仏教は精神的遺産と位置づけられている。「遺産」とは、広辞苑（2009, 第7版）によると、「比喩的に、前代の人が遺した業績」を意味するとされている。したがって、精神的遺産とは、前代の人たちが受け継いできた心の財産と言い表すことができよう。つまり、仏教はブータンの伝統的な価値観という、倫理的・道徳的な観点が重要視されていることが汲みとれる。そのような位置づけを採用した背景に関して、Tobgye (n.d., 67) によると、「憲法は国教の代わりに仏教を精神的遺産としている。それは、『思想、良心および宗教の自由』の人権を保障および保護するため、さらに、多様な教義、完全に統一された教義を人々に課さないための民主主義の基本精神である。」と断言されている。したがって、ブータンの憲法起草委員会は民主主義の採用にあたり、人権を保障および保護するために、仏教を国教と定めなかったことが把握できる。

では、仏教はこれまで国教的な位置づけにあったにもかかわらず、その状態を維持することを求める意見は出されなかったのであろうか。この疑問に対して、Tobgye (2014, 8) によると、「憲法に、国教または公認宗教として、仏教を明確に組み入れるべきだとの多くの論評がなされた。しかしながら、宗教は、ブータンの生活のすべての要素に非常に明晰に確立されているので、これは必要であると感じられなかった。」と説明されている。この内容を読むと、実際に、ブータンの町のなかで宗教的世界観を感じさせる風景や雰囲気満ちていることを彷彿させられる。

## V. ブータン王国と宗教のあり方の特徴

### 1. 他国の宗教関連規定との比較検討

他国憲法における宗教関連規定との比較を通して、ブータン王国憲法の宗教関連規定の特徴を捉えた。本稿では、イギリス、南アジア諸国、仏教王国であるタイおよびカンボジアに焦点を当てている。付言して、イギリスは、ブータンが法や法律の作成にあたり、近代化の価値観を取り入れる過程において、インドやイギリスの法律の専門家のアドバイスを受けてきていること (Lee 1998, Mathou 2000)、また、憲法起草の際に特に研究された国の1つであることから比較対象国として取り上げることとした (Tobgye n.d.)。

なお、本稿では、2008年に制定されたブータン王国憲法との比較検討を試みることから、比較対象国の現行憲法を概観するのではなく、ブータン王国憲法の第3次最終草案が公表された2007年8月以前に施行された憲法を参照している。

表1 ブータン王国と比較対象国における政教関係と信教の自由保障のあり方

	イ ギ リ ス	イ ン ド	ネ パ ー ル	ス リ ラ ン カ	パ キ ス タ ン	バ ン グ ラ デ シ ュ	モ ル デ ィ ブ	タ イ	カ ン ボ ジ ア	ブ ー タ ン
国教規定	○	×	×	×	○	○	○	×	○	×
政教分離規定 (世俗主義に関する規定)	×	○	○	×	×	×	×	×	×	○
国教ではないが、国が重要視する宗教に関する規定	—	×	×	○ ※1	—	—	—	○ ※2	—	○ ※3
国家元首が特定の宗教信奉者であることを示す規定	○	×	×	×	○	×	○	○	×	○ ※4
特定の宗教組織に対する公金支出の承認規定	×	×	×	×	×	×	×	×	△ ※5	○
特定宗派に関する規定	○	×	×	×	○	×	○	×	○	○
信教の自由保障規定	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
宗教への差別禁止規定	○	○	○	○	○	○	△ ※6	○	○ ※7	○
宗教間の調和形成に関する規定	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○

(出所：イギリスにおいては、イングランドおよびウェールズの法体系を主な検討対象とし、インドは1950年憲法、2006年改正版、ネパールは2007年暫定憲法、スリランカは1978年憲法、2000年改正版、パキスタンは1973年憲法、2003年改正版、バングラデシュは1972年憲法、2004年改正版、モルディブは1998年憲法、タイは1997年憲法、カンボジアは1993年、1999年改正版、ブータンは2008年の憲法をもとに、筆者作成)

(※1：スリランカでは、仏教は「第一の地位」にある (第9条)。

(※2：1997年憲法下におけるタイでは、「宗教」を国是の1つとして定めており (第66条)、この「宗教」とはとりわけ「仏教」を指している (下條 2014；矢野 2017；2018)。

(※3：ブータンでは、仏教は「精神的遺産」である (第3条第1項)。

(※4：条文規定はなされていないものの、カンボジアの国王は伝統的に仏教徒である (Kong 2016)。

(※5：カンボジアでは、「政府はパリー学校および仏教研究所を普及させ、発展させる」ことが定められている (第68条第3項)。

(※6：モルディブは、具体的に宗教への差別禁止規定を有しているわけではないが、他者の自由および権利を尊重することを国民の義務として定めている (第30条)。

(※7：カンボジアの「宗教への差別禁止規定」の対象者はクメール市民である (第31条第2項)。「クメール市民」の要件に関しては、「クメール国籍は、法律で定める。」(第33条)との規定に基づいて制定された1996年国籍法において、「クメール国籍を有する者は、クメール市民である。」(第2条)と定められている。



上記の表から浮き彫りになってくるブータン王国憲法の特徴に関して、まず、政教関係のあり方においては、第1に、イギリス、パキスタン、モルディブといった国教承認規定を有している国や、国教規定を有さないものの、仏教を擁護することを国民にも義務づけているタイ（第66条）で看取される、「国家元首が特定宗教信奉者であることを示す規定」が国教規定のないブータン王国憲法においても明記されているという点である。第2に、国教規定を有しているイギリス、パキスタン、モルディブおよびカンボジアで見られる「特定宗派に関する規定」をブータンも有している点である。第3に、「特定の宗教組織に対する公金支出規定」の有無に関しては、国教承認規定を有しているカンボジアでも関連規定が確認されるものの、ブータンのように、明確に国家による財政的な支援が行われるとの記載はなされていないのに加え、特定の宗教組織に対する明記ではない点は注目に値する。第4に、「国教ではないものの、国が重要視する宗教に関する規定」の有無に関しては、国教規定を有しているカンボジアを除いて、ブータンを始め、スリランカやタイといった仏教を擁護している国で看取されることから、仏教と結びつきのある国で規定されやすい傾向があるといえるのかもしれない。

次に、信教の自由保障のあり方においては、ブータンは多くの国と同様に、「信教の自由保障規定」、「宗教への差別禁止規定」および「宗教間の調和形成に関する規定」を定めており、近代人権思想や民主主義の価値観を取り入れていることが確認される。そして、ブータンの「宗教への差別禁止規定」は自由権規約で使用されている文言と類似した内容を適用している（Lee 2014）。ブータンの首相の特使であったロンポ・キンザン・ドルジ（Lyonpo Kinzang Dorji）においても、「ブータンは、我々の国際人権条約義務に伴い、ブータンの人びとの人権や基本的自由の十分な範囲の実現の追及を決定した。」と説明されている（Ferraro 2012, 423）。一方で、ブータンは、現時点では自由権規約を批准していない<sup>18)</sup>。付言して、信教の自由保障に対する制限規定に関しては、スリランカ、タイおよびカンボジアと同様に、ブータン王国憲法でも第7条第22節にて規定がなされている。

以上のことから、ブータン王国憲法では、近代人権思想に基づく個々人の信教の自由を広く保障していることが読みとれる。政教関係のあり方に関しては、政教分離主義を採用し、世俗主義を謳っているものの、比較対象国の国教承認規定を有する国で看取される規定である「国家元首が特定宗教信奉者であることを示す規定」や「特定宗派に関する規定」を含んでいるという特徴をもつ。さらに、ブータン王国憲法では、「特定の宗教組織に対する公金支出規定」を有している点は注目に値する。すなわち、国家と特定の宗教との結びつきが生じると、国民のなかには、自身の信条とは異なる宗教に対する齟齬を求められることにつながる場合が想定されうる。したがって、「特定の宗教組織に対する公金支出規定」が存在すると、国民の信仰する自由、または信仰しない自由が害される懸念が生じるとも考えられる。そして、比較対象国との比較から浮き彫りになるブータン王国憲法における国家と宗教のあり方の特徴は、大局的な観点から捉えると、欧米先進国型の政教分離制度が意味する国家と宗教組織の明確な区分を行うという概念がブータンの政教関係には当てはまらないということである。

ただし、「政教分離原則は、国家と宗教団体の癒着を排除するものであり、政治と宗教の一切の関わりを禁止するといった、文化の破壊に通ずるようなことを要求するものではない」という点は重要である（松村 1997, 5）。たとえば、政教分離主義を採用している国として挙げられるアメリカでは、「新大統領は、聖書に手を置いて就任の宣誓を行うが、特定の宗教・宗派の儀式とは無関係に進められ、彼が宣誓する神は宗教・宗派にとらわれない全ての者の神である。歴代大統領は公の席で神に言及しても、イ

エス・キリストの名は口にしない。」といわれており (落合 2016, 261)、特定宗派を明示する宗教的文言の公式表示はなされていない。このことを踏まえると、ブータン王国憲法は特定宗派に関連のある条文を取り入れていることが看取されるため、独自の基準に基づく政教関係のあり方を採用しているとも受け止められる。一方で、ブータンの仏教は「精神的遺産」として、独立条項を第3条にて付与されている。別の言い方をすると、ブータン王国憲法の特徴的な宗教関連規定の存在は、歴史的に仏教が溶け込んでいるブータンにおいて、精神的な心の指針としても重視されてきた伝統的な価値観であり、文化である仏教を「遺産」として守っていくうえでの政策や方針であると解することも可能であるといえる。国家政策はあらゆる要素を考慮して形成されていることを鑑みると、これまで築き上げてきたブータン社会の価値観に基づいた公共性を保つうえでの最良な国家と宗教のあり方が示されているとの解釈も成り立つ。

## 2. ブータン王国憲法の国家と宗教のあり方に対する評価および見解

規定の有無に焦点を当てると、ブータンでは独自の政教関係の基準が採用されているように見える。そのようなブータン王国憲法における国家と宗教のあり方は、いかように捉えられるのか。まず、Long (2019, 1-2) によると、ブータンは、西洋の政治的・経済的概念を取り入れながらも、「大乘仏教の原理や倫理において、立憲的、文化的なつながりをもつ唯一の民主的、混合国家である」とし、「自由民主主義における西洋モデルを単に採用するというよりもむしろ、ブータンにおける仏教的価値や文化と一致する民主主義の確立を求めた」と解されている (Long 2019, 85)。このようなブータン王国憲法と仏教の倫理観・道徳観との結びつきの裏づけとして、小林 (2011, 116) によると、「ブータンは、世界中で仏教を国教とするたったひとつの独立国である。政教分離のたてまえはあるにせよ、人間の生き方、価値判断のもとには常に仏教の考え方が大切にされている」と述べられている。実際に、ブータン王国憲法は「仏教精神と価値に基づいている」と説明されており (Tobgye n.d., 13)、伝統的な価値観は現在もなお、ブータン社会にとって切り離せない重要な要素として位置づいているといえる。

また、Lee (2014, 7) は、現行憲法における中央僧院等と国家の間の分離は曖昧であると明言しており、「仏教は事実上、特権化された地位を保持」していることが推認されると言及する。そのため、「『世俗主義』を主張するにもかかわらず、ブータンは世俗的西洋国家または神政のイスラーム国家とはかなり異なる、仏教立憲主義という特有の形態を世界に示す」との見解が述べられている (Lee 2014, 1)。このLeeの見解における「中央僧院等と国家の間の分離は曖昧」だという見解は、上述した比較対象国との比較検討からみえてくるブータン独自の条文の存在を彷彿させる。とりわけ中央僧院や地方僧院に対する公金支出規定の存在は、仏教を特権化しているような印象を与えることにもつながることが推測される。

## 3. 法律における宗教関連規定と仏教

Lee (2014, 12) は、「ブータン王国憲法は個人の宗教を公表する権利を保障」していないと指摘している。この点は現段階では明らかにできていないが、関連して、婚姻法 (1980年、(2009年改正)、第2-9

条)では、ブータン市民と婚姻する外国人は、ブータンの国教(the state religion of Bhutan)に服することが要求されており、その他の宗教を布教または紹介することが、厳格に禁じられている。同法は、2008年の憲法公布後に改正がなされたものの、第2-9条の修正はなされていない。同条項における「ブータンの国教」という表現、また、その「国教に服すこと」が要求されている点は注目に値する。また、「ブータンの国教以外の宗教を布教または紹介することが、厳格に禁じられている」点に関しては、今枝(2008, 103-104)によると、ブータンでは「信心は各人のうちに自発的に生まれるものであるという認識が徹底しており、他の人に自分の信仰を押し付けたりすることは皆無であり、一家族内でもそうである。それゆえに信仰の自由が保障されていると同時に、宣教活動は禁止されている。」と述べられていることからわかるように、ブータンの社会的背景が反映されていると考えられる。

加えて、現時点では法案であるが、2017年に婚姻法案が示されている。これによると、ブータン市民と婚姻する外国人の宗教に関して、宗教の自由は保障されているものの、国の精神的遺産に反するいかなる新たな宗教を布教または紹介することは禁じられている(第24条)。上記の婚姻法と比較すると、信教の自由が保障されているのに加えて、「ブータンの国教」という表現が看取されない。「ブータンの国教」という表現は「国の精神的遺産」へと変更されており、憲法条文と相通じる内容となっていることが確認できる。ただし、「国の精神的遺産に反するあらゆる新たな宗教を布教または紹介すること」を禁じている点からは、ブータンが仏教的価値観に主軸をおいていることが読みとれ、現在もなお、切り離しては考えられない価値観として認識されていることが推認される。このほかに、精神的遺産を尊重していることが読みとれる規定内容を有している法律としては、宗教組織法(2007)が挙げられる。同法では、宗教組織に対する禁止事項の1つとして、ブータンの精神的遺産を侵害することを禁じている(第5条(f))。この規定内容は、ブータン王国憲法第3条第3節においても定められており、宗教組織および宗教者に対して、仏教的価値観を尊重するよう求めている。

#### 4. 実質的な仏教の意味合いの考察

仏教は、ブータンにとって、伝統的な価値観であると同時に、指針的原理として重要視されてきた。憲法制定後からは精神的遺産という位置づけとなった仏教ではあるが、法律のなかでも仏教の倫理観・道徳観の尊重を求める規定が定められている。ブータンにとって、仏教はどのように認識されているのか、実質的な意味合いを探り、明らかにすることを試みる。

##### (1) ブータン王国憲法第3条第3節に関して

ブータン社会における仏教のあり方を捉えるにあたり、国王のおことばから推察することとする。なお、憲法起草の間に行われた公聴会は全県で開催されており、憲法草案の内容を国民と話し合うためのものであったことから、公聴会での国王や首相による説明や見解は国民にも共有されていると考えられる。このことを踏まえて、憲法起草の最中の公聴会(2005年11月2日開催)にて、国王が言及された印象的なおことばを紹介する。

「我々の憲法の下、仏教はブータンの精神的遺産である。それゆえ、我々は、民主政体が始まろうとも、人々に人権が与えられようとも、永遠に仏教国であるだろう。」(Tobgye 2014, 8; n.d., 67)



この内容の真の意味合いを理解することは現時点ではできていないが、これに関連して、ブータンの政治家であるツェリン・ドルジ (Tshering Dorji) のブログの内容を取り上げる。

「宗教と国家の統合は、世界中で一般に受け入れられている意味で理解されているように、ブータンにおける民主主義を世俗的なものにはしない。仏教は個々の市民や指導者の生活において重要な役割を果たし、同様に、ブータンの政治、文化および社会を形成してきた。そういうわけで、私は、私たちの状況において、宗教が政治（から切り離されずに）上に存在する必要性の価値を高く評価している。」(Dorji 2012)

このDorjiの言及のなかの「宗教が政治（から切り離されずに）上に存在する必要性の価値」という内容に関連する規定に関しては、ブータン王国憲法第3条第3節にて明記されている。具体的には、ブータン王国憲法の英語版テキストでは、“Religious institutions and personalities shall remain above politics.”と記されている。ゾンカ版テキストでは、諸橋・坪野（2009）によると、「寺院組織および出家者は、政治から越境しなければならない」ということで、宗教組織や宗教者は政治から超越していることが必要であるとされている<sup>19)</sup>。実際に、ブータンの僧侶は、「ブータンの人びとの精神的な道案内人」として、ブータン国民の精神のおよび物質的な心の充足感におけるバランスを保てるように導くことが求められている（ドルジ 2013, 101）<sup>20)</sup>。したがって、ブータン王国憲法第3条第3節が意味する国家と宗教のあり方は水平的なイメージであり、政界と宗教界の役割を明確化し、各々の特性に即したアプローチをブータン社会に対して行うことを希求しているのである。このことは、ブータン王国憲法第2条第2節の条文内容にも明記されているように、政教の支持者である国王の人格の具現化を通して、政教二元 (the Dual System)<sup>21)</sup> が謳われていることから読みとれる。

## (2) ブータン王国憲法第3条第1節に関して

ブータン王国憲法では、第3条という独立条項で「精神的遺産」を掲げているという特徴をもつ。この英語版テキストによる精神的遺産とは前述したように、前代の人たちが受け継いできた心の財産と言い換えられると考える。もう一方のゾンカ版テキストを参照すると、第3条第1節で使用されている宗教を意味するチョ (chos) は、「宗教 (religion)」という意味とともに、「仏法 (dharma)」を意味することばである<sup>22)</sup>。仏法とは広辞苑 (2019, 第7版) によると、「仏の説いた説法。仏教。仏道。」を意味するとされている。中村 (2001, 160) においても、「人間の守るべきもの、道筋」を指すと説かれている。つまり、この精神的遺産とは、仏教の倫理観・道徳観を指していることが推察される。そして何よりも、精神的遺産である仏教は、「平和、非暴力、共感および寛容の原理ならびに価値を促進する」存在として位置づけられていることから腑に落ちる。このことは、熊谷 (2014, 284) においても、「ブータン王国の憲法には仏教の影響が色濃く見られるが、それは宗教的・信仰的側面というよりも、思想的・倫理的側面に限定されている」と説明されており、ブータン王国憲法の大きな特徴の一つであるといえよう。

## おわりに

本稿の内容から、次のような暫定的結論を導き出すことが可能となる。第1に、ブータン王国憲法の条文内容からは、世俗主義を意味する政教分離主義を取り入れ、個々人の信教の自由保障に力を入れて



いる。そして、仏教は国教ではなく、「精神的遺産」という歴史的に受け継がれてきた心の財産として位置づけられており、仏教の宗教面というよりは、倫理的・道徳的側面の採用を行っているといえる。ただし、前文でみられる「三宝」や「われらの守護神」という文言は国教を承認しているという印象を与えとも推察される。さらに、特定宗派に対する規定、特定宗派に基づく宗教組織への公金支出規定、さらに、仏教徒である国王に対する一定程度の政治への関与権限、とりわけ法案への拒否権限が付与されている点は注目に値する。また、関連する法律からも、ブータンが「精神的遺産」に重きをおいていることが汲みとれる規定が確認される。したがって、ブータンは仏教思想に則った国家形成を志向していることが読みとれることから、仏教を信奉しない者や宗教少数者にとっては自身の信条とは異なる価値観に従うことを要求されることになるという懸念も想起される。

第2に、比較対象国との比較検討を通して浮き彫りになったブータンにおける国家と宗教のあり方は、大局的な観点から捉えると、欧米先進国型の政教分離主義の概念に当てはまらない、独自の観点に基づく、ブータンの慣習や価値観に合う政教分離主義のあり方が採用されているといえる。ブータン王国憲法では、信教の自由を広く保障しており、近代人権思想が反映されているものの、国教を承認している国で看取される条文内容、および国教を承認している国でも定められていない規定が確認され、ブータンの基準に基づく国家と宗教のあり方による政教関係の線引きが行われていることが明らかとなった。

第3に、ブータン王国憲法における宗教関連規定の採用の背景においては、ブータンの憲法起草の際の公聴会での国王や首相の説明を鑑みると、ブータンは近代化・民主化への移行に伴って、宗教と政治の関係を摩擦や対立といった複雑化した関係に陥らせないために政教分離主義を採用したということが説明されている。実際に、ブータンは政教二元という政界と仏教界を水平的な関係で位置づけており、物質的なアプローチを政界に、精神的なアプローチを仏教界に希求し、双方の役割および目的を明確化しているといえる。つまり、世俗主義であるものの、仏教的価値観を国家運営の指針から切り離すことは考えられていない。換言すると、ブータンは近代化・民主化への移行に伴って、その近代人権思想を取り入れつつも、国家の繁栄ならびに国民の幸福感および充足感を高めるために、伝統的宗教である仏教哲理を基軸に据えるという形を採用しているのである。要するに、「宗教が国家権力と結びつくことは、宗教の墮落、腐敗に帰結する」という歴史的背景を踏まえ（寺島 2021, 45）、仏教的価値観を保護および保持していく形を検討した結果、「精神的遺産」と位置づけたのではないかと推測される。そして、そのような目的から、第3条という独立した条項で「精神的遺産」を定め、ブータン独自の考え方や価値観の基準を示しているといえよう。

また、「政教分離というのは、多数派の宗教的な選好を政治に算入させないようにする意味」をもつことを鑑みると（安西 2010, 74）、第1に、ブータン王国憲法では、前述したように、政教二元の下、政界と仏教界は水平的な関係性として機能している。この特徴からは、政教分離の目的である「政府を破壊から救い、政府と宗教の結合による宗教の自主自発性の侵害を救うこと」という概念が反映されているといえる（後藤 2018, 123）。第2に、ブータンでは、政教分離主義の採用に伴い、宗教組織および宗教者の政治への関与の禁止、ならびに選挙の候補者および政党の宗教に関して訴え、煽動することの禁止を定めているという特徴を有する。とりわけ、宗教者の選挙権および被選挙権剥奪規定の存在に関して、EUEOM 最終報告書は、「世界人権宣言第2条に基づく、投票権の非合理的な制限である」と批判し、「宗教関係者は合理的な制限を一般的に受けていない」との指摘もなされており（European Election

Observation Mission 2008, 13-14)、この規定からは厳格な政教分離のあり方である、政教関係は完全に干渉しないという形態を採用しているようにも解せる。

以上を踏まえて、ブータン王国憲法では、宗教関連規定が多く包含されている一方で、政教分離主義の厳格な適用がなされていると解せる条文も確認されるという特徴を有する。また、個々人の信教の自由も広く保障されている。加えて、ブータンでは、国王はすべての宗教の保護者であること（第3条第1節）、国民に仏教を擁護するよう求める規定内容が定められていないこと、さらに、仏教の宗教面や信仰面ではなく、仏教的価値観を重視しているといった特徴を有している点は注目に値する。また、精神的遺産が仏教的価値観に重きをおいていることから、第3条の精神的遺産について定めている独立条項のなかで定められている中央僧院や地方僧院に対する公金支出規定やドゥク派に関する規定内容も、伝統的な心の財産という遺産を保持していくための規定であるとの解釈も成り立つ。政教分離原則は信教の自由の保障的手段であるが、過度に厳密な基準で運用すると信教の自由を害することにつながってしまうことも想定される。また、日本でも文化財保護のために公金支出が認められていることを鑑みると、ブータンの場合も同様の位置づけや認識がなされているとの推察も可能である。規定を有しているか否かだけで判断すると、ブータン独自の規定を多く有しているようにも解釈できるが、ブータン社会の背景や実情に照らしてみれば、ブータンは世俗主義の国であり、信教の自由を広く保障しながら、ブータンのアイデンティティである伝統的価値観を今後の未来に向けて保持および保護するという姿勢を国内外に示していると解することも可能である。ただし、婚姻法の条文内容を鑑みると、仏教以外の宗教を告白する自由は保障されていないようにも捉えられるため、ブータンにおける非仏教徒の実情からの検討が必要であるといえるが、紙面の都合上、別稿で論ずることができればと考えている。また、このようなブータン社会の特徴を踏まえたうえでの要素に基づく、的確な分析視覚となりうるような政教関係の基準を見出すことに関しては、今後の課題としたい<sup>23)</sup>。

#### 註

- 1) 「仏教はその伝播地理分布から南伝仏教と北伝仏教に二分される。南伝仏教は、スリランカ（セイロン）、ミャンマー（ビルマ）、タイなどに伝わったいわゆる「南伝大蔵経」を典拠とするテーラヴァーダ（上座部）仏教である。北伝仏教は、さらに大きく二分され、中国、韓国、日本に伝わった中国語訳大蔵経に基づく中国系仏教と、チベット、ブータン、モンゴルで信奉されているチベット語訳大蔵経に基づくチベット系仏教である。仏教史という観点からすると、テーラヴァーダ仏教は初期の仏教の形態・教義を継承しており、中国系仏教とチベット系仏教は、それよりも後期のいっそう発展した段階の仏教であり、一般に大乘仏教と称される。」（今枝 2005, 53）
- 2) この背景に関して、元（2009, 7）によると、「宗教や宗派に対するあらゆる別異処遇を差別と見做して禁止することはできないという実用主義的な解釈も成り立つ」と論及されている。
- 3) ただし、厳格分離型は国家と宗教の形態のものをすべて排除することを意味しているわけではない。芦部（2000, 151）によると、政教分離原則は「宗教的中立性の原則」とも言い表すことができると述べられているように、特定の宗教宗派および集団を特別視しなければ、政教分離に反していることにはならないということを意味している。
- 4) ドゥク派の下で統一されてからは、チベット語圏において、ブータンはドゥク・ユル（Druk-Yul、ドゥク派の国）との名称で知られており、ブータン国民も自国のことをそのように呼んでいる（Parmanand 1998, 今枝 2013, 熊谷 2017）。
- 5) 仏教という宗教や哲学のような印象が強いかもかもしれないが、進歩的で、現代的である啓発された法に関する概念を含んでいるといわれている（Tobgye 2016）。熊谷（2014, 268-269）によると、仏教の教えには、「例えば、科学的側面、哲学的側面、倫理的側面、信仰的側面など様々な側面が含まれている」と説明されている。さらに、信仰的側面以外の科学、哲学および倫理的側面においては、「精粗の差はあれ、現代の科学、哲学、倫理観とも多くの共通点を有しており、社会において、宗教性を脱色して中立的に応用することも大いに可能と思われる。」と述べられている。

- 6) 10の善業とは、不殺生、不偷盗、不邪淫、不妄語、不綺語、不悪口、不両舌、不慳貪、不瞋恚、および不邪見を指し、16の道徳的な行いとは、殺生または偷盗をしないこと、邪見な心を持たないこと、両親の望みに反した行いをしないこと、高齢者、学者および指導者に対して失礼なことをしないこと、家族または友だちに悪い若しくは有害な考えを抱かないこと、隣人を助けることを控えないこと、不誠実でないこと、悪い例に従わないこと、貪欲または利己的でないこと、他者に悪い考えを惹起させないこと、借金を繰り返し続けないこと、詐欺をしないこと、裕福および貧乏または高いもしくは低い地位の者に対して異なる行為をしないこと、悪い助言に耳を傾けないこと、嘘をつかないこと、短気を起こさず、または忍耐力を失わないこと、を指している（Royal Court of Justice of Bhutan, Supreme Court: Givel 2015）。
- 7) 中村（2001）によると、釈迦の呼称にはいろいろなものがあると述べられている。釈迦の呼称の詳細に関しては、中村（2001, 183-185）を参照のこと。
- 8) 付言して、Whitecross（2016）によると、同法典では地方の実務や、私人間の採め事に対する解決手法に関する規定内容はみられないとされている。
- 9) Lham and Yeo（2020, 2）によると、同法典では「属人法（personal law）、商法、手続法および倫理規範」も含まれていたとされている。
- 10) ブータンはアジア諸国（中東を除く）のなかで、一番遅く、成文憲法典を保有することとなった（諸橋 2006）。
- 11) このことは、次の国王のおことばからも汲みとれる。「多くの国において、憲法は政治的な影響や利権からの重圧のもと、異なった時に作成されたが、その変化はあらゆる重圧または強制なしに生じたため、ブータンは幸運である。」（Iyer 2019, 369）
- 12) ブータンでは、憲法起草のための会議のなかで、100以上の異なった国の憲法が参照され、さらに、憲法起草の間には20か国の憲法の重点的な研究とともに、様々な国際条約、タントラ仏教の経典、仏教哲学および西洋哲学などの研究が行われた。その際には、ブータンの歴史的信念および慣例と一致する要素を取り入れており（Sakurai 2011）、他国の憲法規定の模写はなされていない（Tobgye 2015）。
- 13) 君主制から民主主義へと主権の移行を踏み切るきっかけとなった背景に関して、Iyer（2019, 367）によると、2001年に、ネパールでの国王と10人の王室の殺害によって、ネパールの君主制が崩壊し始めたこと、また、この時期にはネパールにおいて、共産主義の影響が生じ始めており、ブータンから追放された人々を収容していた、ネパールにある国連の難民キャンプへの恐怖を想像させる状況が生じていたといわれている。また、ブータン国王はネパールの君主制を消滅させたような緊張や重圧に対する国王ご自身の家族の脆弱性を意識しておられたと説明されている。このようなブータン周辺の国での出来事がブータン国王に王制に内在する危険性を認識させ、民主主義への移行を考えさせることにつながったと考えられる背景として挙げられている。
- 14) 関連して、宗教組織法（2007）においても、宗教組織委員会（Chhoekey Lhentshog）の義務として、「宗教が国の政治から分離されたままであることを保障する」ことが要求されている（第13条（d））。
- 15) また補足として、この規定の背景に関して、諸橋（2013, 345）によると、「民族・宗教・地域などに基づく政党が結成された場合には、自己の帰属する集団のための主張を極大化することで、国内に紛争・対立をもたらす可能性がある。南北に印中の両大国が存在し、南部問題を抱えるブータンにとって、そのようなコミューナル紛争の発生は国家の存亡にかかわる事態であり、その回避が念頭にあることがうかがえよう」と述べられている。
- 16) 第293条では、すべての政党および候補者は、「いかなる共同体、人、または性別、宗教、もしくはいかなる他の理由に基づく人々の団体に対して、差別を避け、特別な支援を施さないこと」（b項）、「異なる共同体、宗教または言語的な団体の間に、敵意、差異を生み出す、または緊張を生じさせ得るいかなる活動にも従事してはならない」（c項）との規定がなされている。
- 17) このブータンのロースクールのURLは以下である。（<https://jswlaw.bt/academics/llb-pgdnl-program/>）
- 18) ブータンの国際人権文章の批准状況に関しては、女性差別撤廃条約、児童の権利に関する条約、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書、児童売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の4つを批准しているのが現状である。人種差別撤廃条約と障害者権利条約においては署名のみを行っている。なお、ブータンの国際人権文章の批准状況においては、OHCHRの以下のHPを参照した。（[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Treaty.aspx?CountryID=20&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Treaty.aspx?CountryID=20&Lang=EN)）
- 19) ゾンカ版テキストと英語版テキストは同格の地位を付与されている（第35条第4節）。
- 20) 具体的には、僧院や僧侶という仏教従事者は、世俗界を超越した境地の対応、仏教と縁の深い文化の促進および保護



への寄与への尽力、そして、社会の調和といった役割が求められている (ドルジ 2013)。

21) ブータン王国憲法で記されている the dual system の和訳は諸橋・坪野 (2009, 4) に基づいている。

22) ゾンカの和訳は、ゾンカ発展委員会のオンライン辞書に基づいて試みた。(https://www.dzongkha.gov.bt/en)

23) なお、本稿は2023年10月21日に開催された日本ブータン学会にて行った研究報告「ブータン王国における政教関係のあり方—ブータン王国憲法および同国法における宗教関連規定の検討—」に加筆・修正したものである。

## 参考文献

### 〈日本語文献〉

- 芦部信喜 1999. 『宗教・人権・憲法学』有斐閣.  
—— 2000. 『憲法学Ⅲ 人格各論(1) [増補版]』有斐閣.  
池澤優 2018. 「公共圏と宗教のせめぎあい」—— 編『いま宗教に向きあう 4 政治化する宗教、宗教化する政治〈世界編Ⅱ〉』岩波書店.  
今枝由郎 2005. 『ブータン仏教から見た日本仏教』日本放送出版協会.  
—— 2008. 『ブータンに魅せられて』岩波書店.  
—— 2013. 『ブータン—変貌するヒマラヤの仏教王国 新装増補版』大東出版社.  
落合隆 2016. 「市民宗教の創出：ルソーにおける宗教と政治の関係について」『人文研紀要』(84)：237-267.  
熊谷誠慈 2014. 「ブータンにおける仏教と国民総幸福 (GNH) (〈特集〉しあわせと宗教)」『宗教研究』88(2)：263-290.  
—— 2017. 「ブータンの歩みをたどる」—— 編『ブータン—国民の幸せをめざす王国』創元社.  
小林天心 2011. 「仏教文化の香りを守るブータン：その観光政策と今後の方向性を探る (安國一教授・柿山隆教授退職記念号)」『亜細亜大学経営論集』47(1)：91-120.  
後藤光男 2018. 『政教分離の基本理論—人権としての政教分離—』成文堂.  
下條芳明 2004. 「タイ王国の憲法—タイの民主化と1997 (仏暦2540) 年王国憲法の特徴—」『商経論叢』45(1)：25-43.  
月原敏博 2000. 「カルチュラル・ティベタンの言語文化と教育：ブータンの個性にもふれて」『ヒマラヤ学誌』7：79-91.  
寺島実郎 2021. 『人間と宗教あるいは日本人の心の基軸』岩波書店.  
ドルジ, ゲンボ 2013. 堀内俊郎訳「スピリチュアリティと幸福 (ブータンにおける多文化共生研究プロジェクト)」『国際哲学研究』(2)：99-101.  
中村元 2001. 前田専學監修『仏典をよむ1 ブッダの生涯』岩波書店.  
橋爪大三郎 2006. 『世界がわかる宗教社会学入門』筑摩書房.  
諸橋邦彦 2006. 「ブータン王国新憲法草案の特徴及び概要」『レファレンス』56(3)：31-56.  
—— 2013. 「ブータン王国2008年国民議会議員選挙とその制度的特徴」『法制理論』45(3)：315-351.  
諸橋邦彦・坪野和子 2009. 「ブータン王国憲法のゾンカ語テキストについて」『日本西蔵学会会報』(55)：65-75.  
松村比奈子 1997. 『政教分離原則の適用基準に関する研究—目的・効果基準の再構成—』成文堂.  
元百合子 2009. 「宗教的人権の国際的保障—国際人権法から見た安国合祀」『大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』(6)：3-9.  
安西文雄 2010. 「政教分離と最高裁判所判例の展開 (特集 砂川政教分離訴訟最高裁大法廷判決)— (日本国憲法研究 (8) 政教分離)」『ジュリスト』(1339)：58-59.  
矢野秀武 2017. 『国家と上座仏教—タイの政教関係』北海道大学出版会.  
—— 2018. 「上座仏教とナショナリズム—国家主導の宗教的ナショナリズム」池澤優編『いま宗教に向きあう 4 政治化する宗教、宗教化する政治〈世界編Ⅱ〉』岩波書店.  
ローズ, レオ E 2001. 山本真弓・乾有恒訳『ブータンの政治—近代化のなかのチベット仏教王国』明石書店 (Rose, Leo E. 1977. *The Politics of Bhutan*. New York: Cornell University Press).

### 〈欧語文献〉

BBS Correspondents. 2016. "Punakha all set to celebrate 400 years of Zhabdrung's arrival." *Bhutan Broadcasting Ser-*



- vice*, 15 April.
- Dorji, Tshering. 2012. “Religion and Politics. What Is the Right Mix?” Tshering Dorji’s Blog, July 30. (<https://tsheringbhutan.wordpress.com/2012/07/30/religion-and-politics-what-is-the-right-mix/>)
- European Election Observation Mission (EUEOM). 2008. “Bhutan Final Report: National Assembly Elections.” 24 March.
- Ferraro, Matthew F. 2012. “Stateless in Shangri-La: Minority Rights, Citizenship, and Belonging in Bhutan.” *Stanford Journal of International Law*, 48(2): 405–436.
- Fox, Jonathan. 2008. *A World Survey of Religion and the State*. New York, Cambridge University Press.
- Givel, Michael. and Laura Figueroa. 2014. “Early Happiness Policy as a Government Mission of Bhutan: A Survey of the Bhutanese Unwritten Constitution from 1619 to 1729.” *Journal of Bhutan Studies*, 31: 1–21.
- Givel, Micheal. 2015. “Gross National Happiness in Bhutan: Political Institutions and Implementation.” *Asian Affairs*, 46 (1): 102–117.
- Iyer, Venkat. 2019. “Constitution-Making in Bhutan: A Complex and Sui Generis Experience.” *The Chinese Journal of Comparative Law*, 7(2): 359–385.
- Kong, phallack. 2016. “Freedom of Religion in Cambodia.” In *Cambodian Constitutional Law*, edited by Hor Peng, Kong Phallack, and Menzel Jörg, Phnom Penh: Konrad-Adenauer-Stiftung.
- Lee, Darius. 2014. “Here There Be Dragons! Buddhist Constitutionalism in the Hidden Land of Bhutan.” *Australian Journal of Asian Law*, 15(1): 1–19.
- Lee, Tang Lay. 1998. “Refugee from Bhutan: Nationality, Statelessness and the right to return.” *International Journal of Refugee Law*, 10 (Issues & 2): 118–155.
- Lham, Dema. and Stanley Yeo. 2020. “The Penal Code of Bhutan: Broken from the Start?” In *Asian Journal of Comparative Law*, edited by Arif A. Jamal, and Kevin Y.L. Tan, UK: Cambridge University press.
- Long, William J. 2019. *Tantric State: a Buddhist approach to democracy and development in Bhutan*. New York: Oxford University Press.
- Mathou, Thierry. 2000. “The Politics of Bhutan: Change in Continuity.” *Journal of Bhutan Studies*, 2(2): 250–262.
- Parmanand. 1998. *The Politics of BHUTAN: Retrospect and Prospect*. Delhi: Pragati Publications.
- Royal Court of Justice of Bhutan, Supreme Court. ([http://www.judiciary.gov.bt/index.php/Welcome/get\\_pages?id=2](http://www.judiciary.gov.bt/index.php/Welcome/get_pages?id=2))
- Sakurai, Riho. 2011. “Preserving National Identity and Fostering Happiness in an Era of Globalization: A Comparative Exploration of Values and Moral Education in Bhutan and Japan.” *Journal of International Cooperation in Education*, 14(2): 169–188.
- Tobgye, Lyonpo Sonam. 2014. “Making of the Constitution of the Kingdom of Bhutan.” (<http://www.judiciary.gov.bt/publication/constitution1.pdf>)
- . 2015. “The Constitution of Bhutan: Principles and Philosophies.” (<http://www.judiciary.gov.bt/education/constitutionphilosophies.pdf>)
- . 2016. “Guru Padmasambhava and Jurisprudence in Bhutan: Golden Yoke and Silken Knot.” *Journal of Bhutan Studies*, 34: 9–19.
- . n.d. “The Constitution of Bhutan: Principles and Philosophies.” (<http://www.judiciary.gov.bt/education/constitutionphilosophies.pdf>)
- Whitecross, Richard. 2004. “The Thurimzhung Chenmo and the Emergence of the Contemporary Bhutanese Legal System.” (<https://www.researchgate.net/publication/239579025>)
- . 2013. “Separating Religion and Politics? Buddhism and the Bhutanese Constitution.” In *Comparative Constitutionalism in South Asia*, edited by Sunil Khilnani, Vikram Raghavan, and Arun K. Thiruvengadam, New Delhi: Oxford University Press.
- . 2014. “Chapter20: Buddhism and Constitutions in Bhutan.” In *Buddhism and Law*, edited by Rebecca Redwood French, Mark A. Nathan, New York: Cambridge University Press.
- . 2016. “Of Texts and Drama: Delivering Justice in Bhutan.” *Buddhism, Law & Society*, 2: 77–102.
- . 2017. ““Like a Pot without a Handle”: Law, Meaning and Practice in Medieval Bhutan.” *Cahiers d’Extrême-Asie*.

26: 87-103.

———. 2023. “The Zhabdrung’s Legacy: Buddhism and Constitutional Transformation in Bhutan.” In *Buddhism and Comparative Constitutional Law*, edited by Tom Ginsburg and Benjamin Schonthal, New York: Cambridge University Press.

Windischgraetz, Michaela. 2023. “Old Powers and New Forces in the Bhutanese Constitution- Anticipating the Resilience of a Young Constitution.” In *Constitutional Resilience in South Asia*, edited by Swati Jhaveri, Tarunabh Khaitan, and Dinesha Samararatne, New York: Hart Publishing.